

# (資料 3)

## 寒川町特定個人情報等管理規程

### (目的)

第 1 条 この訓令は、寒川町における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適切な取扱い及び管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この訓令における用語の定義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の例による。

### (総括保護管理責任者)

第 3 条 特定個人情報等の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理責任者を置き、総務部長をもって充てる。

### (保護管理責任者)

第 4 条 特定個人情報等を取り扱う課等に、保護管理責任者を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 保護管理責任者は、当該課等が保有する特定個人情報等（以下「保有特定個人情報等」という。）を適切に管理する。

3 保護管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う職員並びにその役割及びその取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

### (監査責任者)

第 5 条 保有特定個人情報等の管理の状況について監査するため、監査責任者を置き、総務課長をもって充てる。

### (保有特定個人情報の適切な管理のための会議)

第 6 条 総括保護管理責任者は、保有特定個人情報等の管理に係る重要事項

## (資料 3)

の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

(教育研修)

第 7 条 総括保護管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する職員に対し、その取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、その適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関する必要な教育研修を実施する。

(職員の責務)

第 8 条 職員は、番号法の趣旨に基づき、特定個人情報等に関連する法令及びこの訓令、総括保護管理責任者並びに保護管理責任者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

(アクセス制限)

第 9 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等へのアクセス権限（紙等に記録されている保有特定個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）を所属の職員に付与することができる。

2 前項の規定による権限の付与は、必要最小限のものでなければならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第 10 条 職員は、業務上の目的で保有特定個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理責任者の指示に従い行う。

## (資料 3)

- (1) 保有特定個人情報等の複製
- (2) 保有特定個人情報等の送信
- (3) 保有特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保有特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為  
(誤りの訂正等)

第 11 条 職員は、保有特定個人情報等の内容に誤りを発見したときは、直ちに保護管理責任者に報告し、その指示に従い、訂正等を行う。  
(媒体の管理等)

第 12 条 職員は、保護管理責任者の指示に従い、保有特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠その他の必要な措置を講ずる。  
(廃棄等)

第 13 条 職員は、保有特定個人情報等又は保有特定個人情報等が記録されている媒体（電子計算機に記録されているものを含む。）が不要となったときは、保護管理責任者の指示に従い、当該保有特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該保有特定個人情報等の廃棄又は消去を行う。  
(個人番号の利用の制限)

第 14 条 職員は、個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）以外の事務で個人番号を利用してはならない。  
(特定個人情報の提供の求めの制限)

第 15 条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他

## (資料 3)

番号法又は条例で定める場合を除き、特定個人情報等の提供を求めてはならない。

(保有特定個人情報の提供)

第 16 条 職員は、番号法で限定的に規定された場合を除き、保有特定個人情報等を提供してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 17 条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(保有特定個人情報等の取扱状況の記録)

第 18 条 保護管理責任者は、台帳等を整備し、当該保有特定個人情報等の利用、保管等の状況を記録する。

(取扱区域)

第 19 条 保護管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

(情報システムにおける安全の確保等)

第 20 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う場合において、町長が別に定めるコンピュータ・システムの管理に関する基準及び情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、必要な措置を講ずる。

(アクセス制御)

第 21 条 保護管理責任者は、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を備える等の保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）へのアクセス制御等の必要な措置を講ずる。

## (資料 3)

2 保護管理責任者が前項の規定により認証機能を備えるときは、セキュリティポリシーに基づき、パスワード等の読取防止等の必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第 22 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、当該記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析する等の必要な措置を講ずる。

2 保護管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取、不正な消去等の防止に必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第 23 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）への不適切なアクセスを監視するため、一定数以上の保有特定個人情報等がダウンロードされた場合に警告が表示される機能の設定、当該機能の定期的な確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第 24 条 保護管理責任者は、情報システムの管理者権限の特権を不正に搾取された場合に被害を最小化し、内部からの不正操作等を防止するため、当該権限の付与を必要最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 25 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 26 条 保護管理責任者は、不正プログラムによる保有特定個人情報等（情

## (資料 3)

報システムで取り扱うものに限る。) の情報漏えい等の防止のため、不正プログラムの完成防止等に必要な措置を講ずる。

(暗号化)

第 27 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）を取り扱う情報システムの通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路内のデータ通信を暗号化する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第 28 条 職員は、情報システムで保有特定個人情報等を取り扱うときは、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有特定個人情報等の内容の確認、既存の保有特定個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第 29 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）を分散保管するため、当該保有特定個人情報等のバックアップを作成する等の必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第 30 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。）に係る情報システムの設計書、構成図等の保管、複製、廃棄等について、外部に知られることがないように必要な措置を講ずる。

(電子計算機の限定)

第 31 条 保護管理責任者は、情報システムで保有特定個人情報等を取り扱うときは、その処理を行う電子計算機を限定しなければならない。

(電子計算機の盗難防止等)

第 32 条 保護管理責任者は、前条に規定する電子計算機の盗難又は紛失を

## (資料 3)

防止するため、当該電子計算機を固定する等の必要な措置を講ずる。

- 2 職員は、保護管理責任者が必要があると認める場合を除き、前項に規定する電子計算機を外部へ持ち出し、又は電子計算機を外部から持ち込んではない。

(第三者の閲覧防止)

第 33 条 保護管理責任者は、職員が電子計算機を使用して保有特定個人情報等を取り扱うときは当該保有特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないように使用状況に応じて情報システムからのログオフを徹底させる等の必要な措置を講ずる。

(入退室の管理)

第 34 条 保護管理責任者は、保有特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置している室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い又は検査等の必要な措置を講ずる。保有特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設においても、同様とする。

(業務の委託等)

第 35 条 保護管理責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 2 保護管理責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託するときは、委託先において、町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 3 保護管理責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた

## (資料 3)

者が再委託をしようとするときは、再委託先において、番号法に基づき町が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認し、再委託の諾否を判断する。

(事案の報告及び再発防止措置)

第 36 条 保有特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合、職員が番号法若しくは条例その他関連する法令又はこの訓令に違反している事実又は兆候を把握した場合、安全確保上で問題となる事案が発生した場合等に、その事実を知った職員は、速やかに当該保有特定個人情報等を管理する保護管理責任者に報告する。

2 保護管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等の必要な措置を講じ、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括保護管理責任者に報告し、事案の発生した原因を分析するとともに再発防止のために必要な措置を講ずる。

3 前項の規定にかかわらず、保護管理責任者は、特に重大と認める事案が発生した場合は直ちに総括保護管理責任者に当該事案の内容等について報告する。

4 総括保護管理責任者は、前 2 項の規定による報告を受けた場合は事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を町長に速やかに報告する。

(公表等)

第 37 条 保護管理責任者は、情報漏えい等の事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の必要な措置を講ずる。

## (資料 3)

(監査)

第 38 条 監査責任者は、保有特定個人情報等の管理の状況について、定期に又は随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

(点検)

第 39 条 保護管理責任者は、自ら管理責任を有する保有特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

(評価及び見直し)

第 40 条 総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、第 38 条の規定による監査又は前条の規定による点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、特定個人情報等を適切に管理するため措置の見直しを行うものとする。

(補則)

第 41 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。